

## 別 紙

一抜け方式の対象工事及び落札決定順位は、次のとおりとする。

| 落札決定順位 | 工 事 名                           |
|--------|---------------------------------|
| 1      | 桶川市告示第175号<br>公共下水道27-6工区管渠工事   |
| 2      | 桶川市告示第176号<br>公共下水道第27-23工区築造工事 |
| 3      | 桶川市告示第177号<br>公共下水道27-2工区管渠工事   |
| 4      | 桶川市告示第178号<br>公共下水道第27-22工区築造工事 |

### 【参考：公告文抜粋】

#### 1.5 落札者の決定

(1) 略

(2) この公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。別紙に掲げる工事において、一つの工事について落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。ただし、落札候補者の入札書を無効とした結果、当該入札の参加者が1者となる場合、当該入札は一抜け方式は行わない。(先の入札で落札候補者となった者が提出した入札書は無効としないで、提出された全ての入札書で比較し、落札候補者を決定する。)

また、別紙に掲げる順位の工事において落札者となった者は、次順位以降の工事の落札者となることができない。